

# 温暖化対策課契約業者等選定委員会要綱

## (趣 旨)

第1条 温暖化対策課所管の業務の執行に当たり、契約業者等の適正な選定を図るため、環境部契約業者等選定委員会要綱第10条に基づき、温暖化対策課契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (任 務)

第2条 委員会は、埼玉県財務規則によりその執行伺い又は支出負担行為が課長の決裁を要する建設工事に係る設計、調査、測量等を除く業務委託及び物品の購入等の適正な執行に当たり、競争入札に参加する者に必要な資格及び指名する業者の選定等に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、事業を所掌する担当（以下「事業担当」という。）の内申に基づいて行う。

## (審査基準)

第3条 前項の審査事案は、埼玉県財務規則に基づき契約書を作成することが必要な事案であって、執行予定額が100万円以上のものとする。

2 指名業者の選定に当たっては、「環境部契約業者等選定委員会における指名業者選定基準」を適用する。

## (組 織)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長 温暖化対策課長

委 員 温暖化対策課の副課長及び主幹（内申者を除く）

## (会長の職務)

第5条 会長は、会を総理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副課長がその職務を代理する。

2 会長は、必要のあるときに委員会を召集し、委員会の審議の議長となる。

3 会長は、審査の内容について必要があるときには、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

4 第2条第1項に規定する事項は、委員会の審議に基づき、会長が決定する。

## (定足数等)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。

2 前項の場合において、職の欠員が生じている場合は、委員の数に含めないものとする。

3 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

## (内申等)

第7条 競争入札に参加する者に必要な資格の内申については、事業担当グループリーダーが競争入札参加資格内申書（様式1-1）、事業概要（様式1-2）、競争入札参加資格及びその理由（様式1-3）、競争入札参加見込業者一覧及びその他参考資料により行うものとする。

る。

- 2 指名業者の選定等の内申については、事業担当グループリーダーが、指名業者内申書（様式2-1）、事業概要（様式2-2）、内申理由書（様式2-3）、比較検討業者の一覧及びその他参考資料により行うものとする。

ただし、特別の理由がある場合の内申に当たっては、その理由を記載した書面を内申書に添付するものとする。

- 3 内申書は機密扱いとし、委員会で配付した資料は委員会終了後回収する。

#### （指名業者選定基準）

第8条 指名業者選定に当たっては、県内に本店を有する者を優先することとし、この場合においては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 地理的条件
- (2) 技術的適正
- (3) 手持ち工事の量
- (4) 信用度

- 2 県内に本店を有しない者のうちから指名業者を選定するときは、当該工事等における特別の技術の必要性、当該指名業者の県内営業所の有無、県税の納入実績、県行政の協力度等に留意するものとする。

- 3 このほか指名業者選定に当たっては、当該工事請負等の執行計画、他の工事請負等との関連性及び施工上の経済性並びに内申書に記された理由に留意するものとする。

#### （競争入札参加資格等選定通知）

第9条 委員会において競争入札参加資格等が選定されたときは、会長は別添様式3により、その結果を速やかに事業担当へ通知するものとする。

#### （秘密の保持）

第10条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

#### （議事録等）

第11条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、温暖化対策課において情報提供（閲覧）を行うものとする。

- 2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 3 第2条第2項の内申資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。
- 4 第2条第2項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第 12 条 委員会の事務局は、総務担当において行う。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。